

【協議第 8 号】

阿見町地域公共交通活性化協議会会計監査実施規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、阿見町地域公共交通活性化協議会の業務及び資金管理に関する会計監査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計監査の種類）

第 2 条 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

（会計監査実施計画書の作成）

第 3 条 監査員は、毎会計年度 5 月末日までに会計監査責任者を 1 名定めるとともに、会計監査実施計画書を作成し、会長に提出しなければならない。

（会計監査結果の報告）

第 4 条 会計監査責任者は、会計監査の終了ごとにその結果をとりまとめた会計監査報告書を作成し、会長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降の最初の総会において、当該報告の内容を報告しなければならない。

3 第 1 項の会計監査報告書は、当該年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（会計監査結果の不適合の是正）

第 5 条 会計監査責任者は、会計監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、監査を受けた部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた監査を受けた部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 監査を受けた部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、会計監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた会計監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会において、当該報告の内容を報告するものとする。

5 第 1 項に規定する指示書及び第 3 項に規定する報告書は、当該年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（雑則）

第 6 条 阿見町地域公共交通活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、会計監査に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。